## 岩沼市における訪問介護による院内介助の取扱いについて

岩沼市健康福祉部介護福祉課

## 1 概要

訪問介護における院内介助については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるため、介護保険の算定対象外である。しかしながら、「院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。(平成15年5月8日老振発第0508001号 老老発第0508001号「『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」)」とされており、院内介助が算定される場合とは、「各保険者の判断」となるが、「院内介助であることをもって、一概に算定しない取扱いとすることのないよう」という事務連絡がでている(平成22年4月28日事務連絡「訪問介護における院内介助の取扱いについて」)。岩沼市として、院内介助が算定できる場合の取扱いを定めるもの。

# 2 算定要件

算定要件は以下のとおり。

- (1)適切なケアマネジメントを行った上で、
- ②院内スタッフ等による対応が難しく、
- ③利用者が介助を必要とする心身の状態である

### ① 適切なケアマネジメントについて

本人の状態だけでなく、家族や周囲の協力・援助をどの程度受けられるか、家族が介助できない理由なども確認すること。これまでの通院の状況を再度確認し、心身の状況の変化や環境の変化があれば理由書に記載すること(状態が悪化し通院の回数が増えた、家族が病気になった、就労したため対応が難しくなったなど)。

### ②院内スタッフによる対応について

必ず院内スタッフに本人の状態を伝え、院内介助が可能かどうかを確認すること。確認した結果は支援経過もしくはケアプランに記載するとともに、理由書にも記載すること。

#### ③利用者が介助を必要とする心身の状態について

具体例としては、車いすを自走することができない場合、認知症その他のため、見守りが必要な場合、排泄介助を必要とする場合など。なお、単なる待ち時間は介護保険の対象にならない。待ち時間中も見守りが必要な場合はその理由を明記すること。また、受診中も支援が必要な場合(本人が心身の状態を医師に伝えられない、家族に対し医師の診断を伝える必要があるなど)であっても、受診中は診療報酬が発生していることや、本人

の心身の状態を医師に伝える、家族に診断を伝えるといった行為は介護保険の訪問介 護の対象ではないことから、受診中は介護保険の算定の対象にならない。

## 3 手続きについて

ケアマネジャーが院内介助について必要だと判断した場合は、<u>事前に</u>以下の書類を岩沼市に提出すること。

- ①(別紙)訪問介護による院内介助が必要な理由書
- ②居宅サービス計画書(ケアプラン)
- ③サービス担当者会議の要点

提出後、岩沼市で院内介助の算定可否を判断する。

なお、院内介助は基本的には介護保険の対象外であることを念頭におき、必要性を定期的 に確認するとともに、支援経過に確認した旨を明記すること。

認定期間をすぎても利用する場合は、再度上記の書類を保険者に提出すること。